

東京地裁平成17年3月31日判決

～ 公知技術を参酌の上、特許請求の範囲が実施例記載の範囲に限定されるとして、侵害を否定した事例（三村裁判長）

H17.4.28 乾

事案の概要

被告が製造販売する車両シート用リクライニング機構（被告製品）が、原告の有する特許権（特許第3343039号 車両シート用関節装置）に技術的範囲に属するとして、原告が被告に対して、被告製品の製造販売等の差止め・損害賠償を請求した。

争点

- 1 構成要件F・Gの充足性（実質的には、開口部（15）の解釈）

構成要件F：

「それが、一方では、各ホロワーから軸方向に突出する第2ペグ（13）を、他方ではカム（8）に固定されていて、各々上記第2ペグの一つと相互作用してその軸Xの方への移行を確実に制御し、それをこの関節装置のロック解除に対応するカムの位置に対して離脱方向に保持することができる開口部（15）が明いている薄板（14）を含み、」

構成要件G：

「上記板が、各ホロワーの二つのペグ（12および13）の間に、ホロワーの半径方向の往復運動を可能にするに十分狭い部分（16a）を備えた、曲がった架橋片（16）を含む」

- 2 無効理由（進歩性欠如）の有無

裁判所の判断

（構成要件Fについて・・・判決22ページ）

- 1 本件特許出願前に頒布された刊行物には、車両シート用リクライニング機構に関し、「開口部がロック位置においてホロワーの半径方向の往復運動を可能としない溝幅の長穴であるプレート（薄板）」の構造として、

「溝幅が略均一でかつ全体の平面形状が円弧状の長穴状のカム穴」

の構造が開示されており、当該技術は公知であったものと認められる。

- 2 本件明細書の【0022】～【0030】の記載に照らせば、本件特許発明は、上記公知技術が存在する状況の下において、【0022】～【0024】を備えることにより、構成要件Fにおける「第2ペグの一つと相互作用してその軸Xの方への移行を確実に制御し、それをこの関節装置のロック解除に対応するカムの位置に対して離脱方向に保持

することができる開口部（１５）」とした点に本質的特徴がある。

3 従って、本件特許発明の開口部１５は、本件実施例の形状、すなわち

「ホロワーの半径方向の移動を可能にするに十分狭い部分１６aを備えるとともに、ホロワーが非ロック位置にある場合には、ホロワー５の半径方向の移動を不可能にするよう円弧Eを底面とする十分狭くない架橋片部分を備えるものであり、２つの架橋片部分の間に、ホロワーが半径方向に移動可能なロック位置からそれが不可能な非ロック位置への二値的な制御のために２つの円弧をつなぐ段差を設けているもの」

に例示される、段差のある形状を意味する。

4 これに対して、被告製品のカム穴は、従来技術と同様、段差がない均一の溝幅の穴のレリーズプレートを用いるものにすぎず、構成要件Fを充足しない。

（構成要件Gについて・・・判決２４ページ）

1 開口部１５の形状は、本件実施例により例示される段差がある形状に限定して解釈すべきことは、上記の通りである。

2 従って、被告製品な構成要件Gを充足しない。

（原告の反論について・・・判決２６ページ）

1 原告は、

開口部１５の構造は、本件実施例が例示する形状に限定されない

本件特許発明は、開口部の形状のみならず、ロック解除機構とロック解除状態維持機構とを、ホロワーに公知例にはみられない二つのペグを設けて、これらペグの間に薄板に形成された十分に狭い部分を備えた曲がった架橋片を挿通させることによって実現した点に新規性を有する

などと主張する。

2 しかし、開口部１５の形状が本件実施例に例示されている段差のある形状に限定されず、被告製品のような略均一の横幅の構造をも含むものであるとすると、そのような本件特許発明は、公知技術を組み合わせることにより当業者が容易に想到することができたものであり、無効理由を有することが明らかである。

いずれにしても、原告の請求は棄却を免れない。